

○環境省告示第六十号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和三年九月三十日

環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>一 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも被けん引自動車、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査又は予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）の時に協定期則（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に付属する規則をいう。以下同じ。）第五十一号第三改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年七月国土交通省告示第六百十九号）別添百十二の後付消音器の技術基準をいう。以下同じ。）の騒音防止性能試験を同附則3に規定する試験法以外で受けたものであつて、当該新規検査又は予備検査時の近接排気騒音の値が別表第二の近接排気騒音の値と同等以下の値のものを除く。）に限る。）の走行時の騒音 当該新規検査又は予備検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値（ただし、後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を同附則3に規定する試験法で受けたものについては、当該試験を受けた時に、当該試験法</p>	<p>一 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも被けん引自動車、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査又は予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）の時に協定期則（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年七月国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第二条第八号に規定するものをいう。以下同じ。）第五十一号第三改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準（細目告示別添百十二の後付消音器の技術基準をいう。以下同じ。）の騒音防止性能試験を協定期則第五十一号第三改訂版附則3に規定する試験法以外で受けたものであつて、当該新規検査又は予備検査時の近接排気騒音の値が別表第二の近接排気騒音の値と同等以下の値のものを除く。）に限る。）の走行時の騒音 当該新規検査又は予備検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値（ただし、後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定期則第五十一号第三改訂版附則3に規定する試験法で受けたものについては、当該試験を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値）</p>

により測定された近接排気騒音の値と同等の値)

三 小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査、予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）又は規則第六十二条の三第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3又は第五改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3又は第五改訂版附則3に規定する試験法以外で受けたものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査時の近接排気騒音の値が別表第二の近接排気騒音の値と同等以下の値のものを除く。）に限る。）の走行時の騒音 当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値（ただし、後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3又は第五改訂版附則3に規定する試験法で受けたものについては、当該試験を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値）

三 小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査、予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）又は規則第六十二条の三第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法以外で受けたものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査時の近接排気騒音の値が別表第二の近接排気騒音の値と同等以下の値のものを除く。）に限る。）の走行時の騒音 当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値（ただし、後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法で受けたものについては、当該試験を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値）

別表第一 (略)

備考

一・二 (略)

三 加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第五十一号第三改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）にあつては、協定規則第四十一号第五改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本産業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中

別表第一 (略)

備考

一・二 (略)

三 加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第五十一号第三改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）にあつては、協定規則第四十一号第四改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本産業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中

間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四〇十一 (略)

間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四〇十一 (略)